

番号 : 141006

国 名 : コロンビア

担当部署 : 産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム

案件名 : 一村一品 (OVOP) コロンビア推進プロジェクト (マーケティング)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : マーケティング
- (2) 格付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年1月下旬から2015年10月上旬まで
(現地派遣期間 : 2月上旬～9月下旬)
- (2) 業務M/M : 国内 0.7M/M、現地 4.0M/M、合計 4.7M/M
- (3) 業務日数: 準備期間 現地派遣期間(1) 国内作業期間(1) 現地派遣期間(2)
5日 40日 2日 40日
国内作業期間(2) 現地派遣期間(3) 整理期間
2日 40日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月10日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれ
も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 36点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
 - ③語学力 20点
 - ④その他学位、資格等 8点

(計100点)

| | |
|----------|----------------|
| 類似業務 | マーケティングに係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | コロンビア／全途上国 |
| 語学の種類 | スペイン語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

コロンビアでは国内紛争が長年にわたり続いてきたが、近年になってようやく紛争は終結しつつあり、政治・社会も復興・安定に向かっている。その一方で紛争の結果生じた社会的・経済的格差への対応が課題であり、それぞれの地域の多様性を認め地域に焦点を当てた開発政策の実現と民主的な繁栄と持続的な社会経済の発展が望まれている。

このような状況の中、コロンビア政府は、地域の社会的安定と復興に向け、住民の関係性の回復と共同・協働・団結を通じた地域共同体の強化を目指す取り組みとして一村一品運動（以下、OVOP）を推進している。2009年に副大統領主催でOVOPセミナーを開催したことから始まり、2009年6月には、国家企画庁（以下、DNP）のリーダーシップの下、OVOP中央委員会が結成され、OVOPの推進メカニズムの構築を図るまでに至っている。

このような背景から、JICAはこれまでに短期専門家2名（一村一品運動推進、地域振興）の派遣と、国別研修（一村一品運動推進：45名参加済）の実施を通じてコロンビア側の取り組みを支援してきた。これら支援を通じて、国立職業訓練庁の全国TV会議システムを活用したOVOP概念の普及やコンセプトペーパーの策定、OVOP中央委員会によるOVOPイニシアチブ（以下、イニシアチブ）

（※）評価指標の設定、29県（国内の県の90%）から213件の応募があったイニシアチブの評価と選定（12イニシアチブ）、そして、OVOP全国大会等が実施されてきている。

これらの活動を通じ、コロンビア政府はOVOPの意義を認め、これを国家レベルで推進していくこととして国家開発計画（2010年-2014年）の中に位置づけている。さらに同政府は、OVOPの概念や経験を踏まえて、地域開発にかかる国家政策を策定することとしており、今後は12イニシアチブのフォローを中心に、OVOPの全国普及を図ることとしている。

このような背景の下、2014年3月より開始した「一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）は、DNPを中心に9つの機関をカウンターパート（C/P）機関として、コロンビアが取り組んでいるOVOPのメカニズムを開発・強化して、OVOPの主体である地域の参加者と運動を支援・促進する行政の能力強化、及び広く人々が裨益する地域開発のモデルの確立を支援することを目的として活動を展開してきた。本プロジェクトによって、対象地域・コミュニティの一体性と経済的自立が強化され、地域の安定と発展に寄与することが期待されている。

現在、本プロジェクトではOVOP中央委員会におけるOVOP推進戦略の策定支援と、OVOP地方委員会及び12イニシアチブにおけるアクションプランの策定を主に支援しており、活動の一環として関係中央省庁・機関が提供している、生産者グループを支援するための各種ツールと、12イニシアチブのニーズとのマッチングを図るためのセミナーを開催予定である。

本プロジェクトの実施期間は2018年2月までの4年間であり、チーフアドバイザー業務／地域開発専門家及び業務調整／研修プログラム策定専門家を現在、派遣中である。また、これまでに、短期専門家（中小零細ビジネス支援、社会的包摂/コミュニティ開発）を派遣し、一村一品（OVOP）のニーズに関するベースライン調査を行ってきた。

今後もプロジェクトの活動計画・進捗に合わせて、各技術分野の短期専門家（中小零細ビジネス支援、社会的包摂/コミュニティ開発、マーケティング）を隨時派遣する予定である。

（※）イニシアチブとは、地域に固有の独創的な製品・サービス・アイディアを通じて地域開発を推進している地域の組織・組合であって、OVOP中央委員会が認めたものをいう。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「マーケティング」の専門家として、既に派遣されているチーフアドバイザー業務／地域開発専門家、業務調整／研修プログラム策定専門家及び同時期に派遣される各分野の短期専門家（以下、専門家チーム）と協働・調整しながら業務を実施する。その上で、C/P機関（含む地方支所）が12イニシアチブに対するマーケティング支援を自立的に計画・実施できるよう必要な技術指導を行うとともに、OVOP地方委員会（※）や12イニシアチブへの研修・技術支援を通して、各地域レベルでのマーケティング活動の実施能力を強化するために必要な支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（※）各イニシアチブの取り組み状況を地方レベルでモニタリングする委員会。地域によりイニシアチブの活動に関わる関係者や活動の状況が異なっているため、県レベルで設置されている

場合と市レベルで設置されている場合がある。

(1) 準備期間（2015年1月下旬）

- ① これまでに実施されたベースライン調査など、プロジェクト関連資料の収集・整理・分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- ② 上記①の分析結果を基に、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・西文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。

(2) 第1次現地派遣期間（2015年2月上旬～2015年3月中旬）

- ① 現地業務開始時に関係者(C/P機関、専門家チーム、JICAコロンビア支所)にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務方針・方法等について内容の確認を行う。なお、活動計画の修正が必要な場合は、関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- ② これまでに作成された各OVOP地方委員会及び各イニシアチブのアクションプランやOVOP中央委員会による推進戦略案の分析を行った上で、C/P機関、専門家チームとの調整を通して、マーケティングの分野で支援を優先するイニシアチブ（3～5イニシアチブを想定）を選定する。
- ③ 選定したイニシアチブに対する具体的な研修・技術支援計画（以下、研修・技術支援計画）を策定する。その際には国家レベルや地域レベルでの研修・技術支援を行う機関や組織を特定し、その能力強化を念頭に研修・技術支援計画を策定する。
- ④ 策定した計画に基づいて、特定した研修・技術支援の実施機関（以下、技術支援担当機関）や選定したイニシアチブのOVOP地方委員会とイニシアチブに対する研修や技術指導を実施する。
- ⑤ 実施した研修・技術支援の成果と教訓を整理し、OVOP中央委員会・OVOP地方委員会及び各イニシアチブに報告する。また、技術支援担当機関の能力強化について提言を行う。
- ⑥ 本派遣期間内に実施した活動の課題を整理し、必要に応じて研修・技術支援計画を見直すとともに、次期現地派遣期間の計画を立案する。
- ⑦ 他の専門家が作成する本事業の取り組みを対外的に説明する資料や、各イニシアチブが生産する商品に関する資料（日本を含む海外市場での販売を念頭に置いたプロモーション資料等）の作成支援を行う。
- ⑧ 本事業内で開催される各種会議（OVOP中央委員会、OVOP地方委員会等）に向けて、担当分野の観点から資料の準備を行うとともに、会議に出席し、必要に応じて発表を行う。
- ⑨ 第1次現地業務結果報告書（西文）を作成し、C/P機関、JICAコロンビア支所および専門家チームに提出し、報告する。

(3) 第1次国内作業期間（2015年3月下旬から2015年4月中旬）

- ① 第1次現地業務結果報告書（和文）を作成・提出し、業務の進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- ② 第1次現地業務結果を踏まえ、第2次現地派遣期間以降の業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に提出し、説明する。

(4) 第2次現地派遣期間（2015年4月下旬～2015年6月上旬）

- ① 現地業務開始時に関係者(C/P機関、専門家チーム、JICAコロンビア支所)にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務方針・方法等について内容の確認を行う。なお、活動計画の修正が必要な場合は、関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- ② 第1次現地派遣期間に策定、見直しした、研修・技術支援計画に沿って、技術支援担当機関とともに各種研修や技術指導を実施する。
- ③ 実施した研修・技術支援の成果と教訓を整理し、OVOP中央委員会・OVOP地方委員会及び各イニシアチブに報告する。また、技術支援担当機関の能力強化についての提言を行う。
- ④ 各イニシアチブのアクションプランの改善に向けて、③で整理した成果、教訓を踏まえ

た提言を行う。

- ⑤ 本派遣期間内に実施した活動の課題を整理し、必要に応じて研修・技術支援計画を見直すとともに次期現地派遣期間の計画を立案する。
- ⑥ 他の専門家が作成する本事業の取り組みを対外的に説明する資料や、各イニシアチブが生産する商品に関する資料（日本を含む海外市場での販売を念頭に置いたプロモーション資料等）の作成支援を行う。
- ⑦ 本事業内で開催される各種会議（OVOP中央委員会、OVOP地方委員会等）に向けて、担当分野の観点から資料の準備を行うとともに、会議に出席し、必要に応じて発表を行う。
- ⑧ 第2次現地業務結果報告書（西文）を作成し、C/P機関、JICAコロンビア支所及び専門家チームに提出し、報告する。

（5）第2次国内作業期間（2015年6月中旬）

- ① 第2次現地業務結果報告書（和文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- ② 第3次現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン（和文・西文）を作成しJICA産業開発・公共政策部に提出し、説明する。

（6）第3次現地派遣期間（2015年8月上旬～2015年9月中旬）

- ① 現地業務開始時に関係者（C/P機関、専門家チーム、JICAコロンビア支所）にワークプランを提出し、現地派遣期間中の業務方針・方法等について内容の確認を行う。なお、活動計画の修正が必要な場合は、関係者の確認を得た上で修正し、修正内容についてJICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所に報告する。
- ② 第2次現地派遣の成果や教訓を反映させ、修正した研修・技術支援計画に沿って、技術支援担当機関による各種研修や技術指導の実施を支援する。
- ③ 実施した研修・技術支援の成果や教訓及び課題を整理し、提言をまとめ、OVOP中央委員会・OVOP地方委員会及び各イニシアチブに報告する。
- ④ 技術支援担当機関の能力強化についての課題を整理し、提言を行う。
- ⑤ 選定したイニシアチブ以外のイニシアチブ及びOVOP地方委員会に対する技術担当機関による支援について提言を行うとともに、上記③、④に関し、選定されたイニシアチブ以外の全てのOVOP地方委員会及びイニシアチブに共有する。
- ⑥ 他の専門家が作成する本事業の取り組みを対外的に説明する資料や各イニシアチブの生産する商品に関する資料（日本を含む海外市場での販売を念頭に置いたプロモーション資料等）の作成支援を行う。
- ⑦ 本事業内で開催される各種会議（OVOP中央委員会、OVOP地方委員会等）に向けて、担当分野の観点から資料の準備を行うとともに、会議に出席し、必要に応じて発表を行う。
- ⑧ 第1次現地派遣期間からの活動の成果・課題を総括し、第3次現地業務結果報告書（西文）にとりまとめ、C/P機関、JICAコロンビア支所及び専門家チームに提出し、報告する。

（6）帰国後整理期間（2015年10月上旬）

- ① 第3次現地業務結果報告書（和文）を作成・提出し、業務の結果についてJICA産業開発・公共政策部に報告する。
- ② 契約期間全体での成果、提言等を含む専門家業務完了報告書（和文）を作成・提出し、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所及び専門家チームに報告する

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン（第1次、第2次、第3次）

- ・ 和文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所、専門家チーム）
- ・ 西文4部（C／P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所、専門家チーム）

(2) 現地業務結果報告書（第1次、第2次、第3次）

- ・ 和文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所、専門家チーム）
- ・ 西文4部（C／P機関、JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所、専門家チーム）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

- ・ 和文3部（JICA産業開発・公共政策部、JICAコロンビア支所、専門家チーム）

記載項目は以下のとおり。

① 業務の具体的な内容

② 業務の達成状況

③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

④ プロジェクト実施上での残された課題

⑤ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

また、現地派遣中の業務従事月報を作成し、JICAへ提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上して下さい）。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認める。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>) を参照のこと。

(3) 一般管理費等の上限加算

特になし。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

第1回目の現地派遣期間開始は2015年2月上旬を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。また2015年2月上旬から2015年9月下旬の間で、上記2. (2) に記載の国内・現地各々のM/M内で、上記2. (3) 及び上記7. と異なる派遣時期、日数を提案することが可能。ただし、現地派遣回数は3回を上限とする。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載）。

- ・チーフアドバイザー業務／地域開発（短期専門家）
- ・業務調整／研修プログラム策定（長期専門家）
- ・コミュニティ開発／社会的包摶（短期専門家・派遣予定）
- ・ローカルコンサルタント（地域コーディネーター）2名（JICAコロンビア支所が契約）
- ・ローカルコンサルタント（コミュニケーション担当）1名（JICAコロンビア支所が契約）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
 あり
- イ) 宿舎手配
 あり
- ウ) 国内移動及び車両借上げ
 イニシアチブ訪問に係る国内移動のための航空賃及び車両の借上費提供は、プロジェクト側で負担する。
- エ) 現地日程のアレンジ
 プロジェクトチームが必要に応じアレンジする。
- オ) 執務スペースの提供
 プロジェクトオフィスにおける執務スペースを提供する（ネット環境完備）。
- カ) 通訳傭上
 なし

（2）参考資料

- ① 本業務に関する資料は当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第一チーム（TEL:03-5226-8064）にて閲覧できます。
- ② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト基本情報
(<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/2A00E148389CA32049257BF30079DFE3?OpenDocument&pv=VW02040102>)
 - ・コロンビア共和国一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000014239>)

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② コロンビア国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、JICAコロンビア支所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。